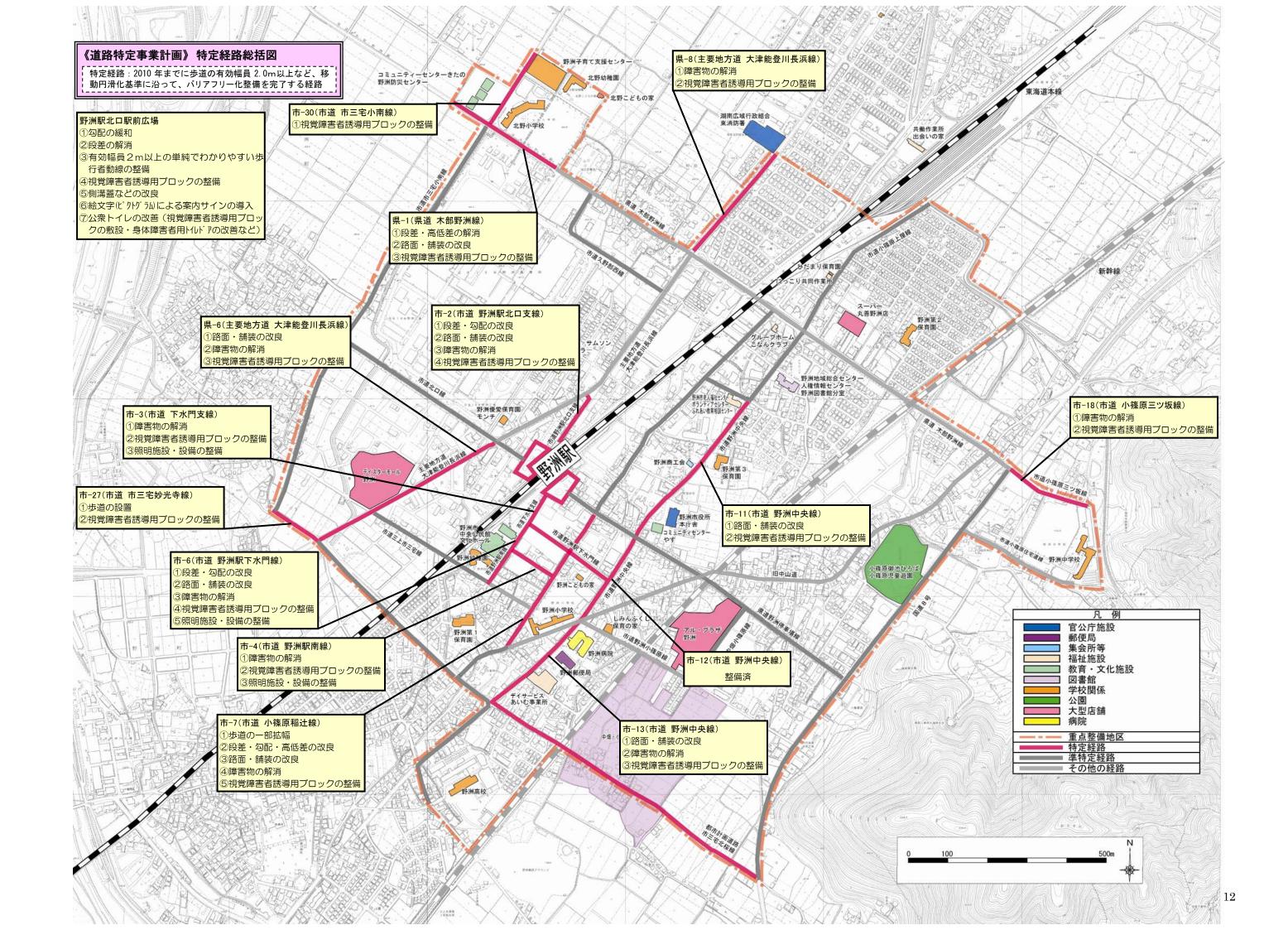
# 2 野洲市交通バリアフリー特定事業計画の概要

道路特定事業計画の主な整備内容		事業主体
・ 有効幅員2m以上の歩道を整備		玉
・ 段差・勾配・高低差の改良		滋賀県
・ 路面・舗装の改良		野洲市
・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備		
・障害物の解消		
・ 照明施設・設備の整備		
・ 路側帯の明確化(白線・カラー舗装等)による歩行空間の確保	等	

交通安全特定事業計画の主な整備内容	事業主体
・信号機の改良	滋賀県公安委員会
(視覚障害者付加装置・高齢者等感応・歩行者感応)	
・ 歩行者横断時間の延長	
<b>等</b>	

1	その他の事業計画の内容	事業主体
	• 都市計画道路「市三宅北桜線」街路事業	野洲市
	• 野洲駅南口駅前広場整備事業	



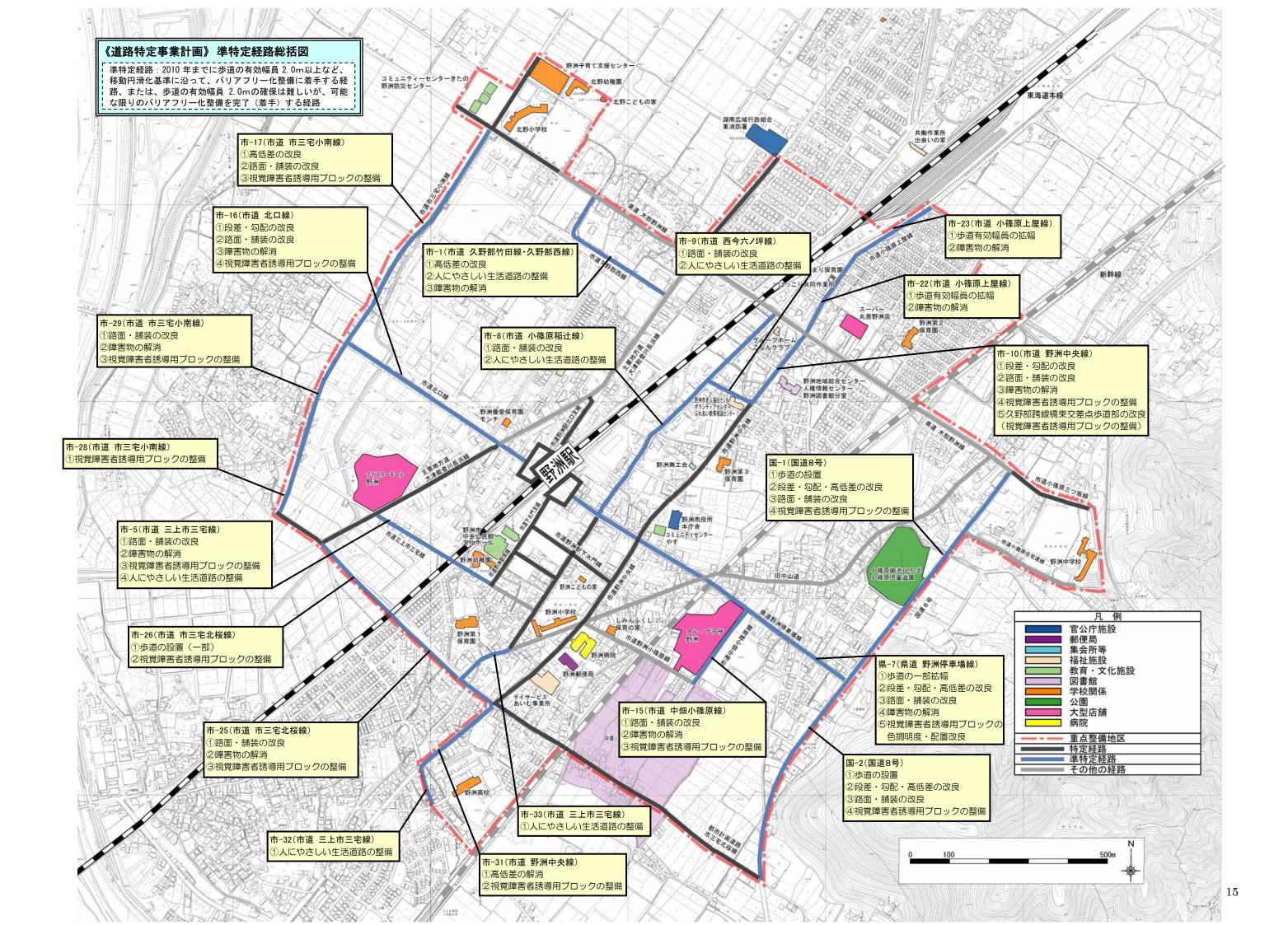
## ≪道路特定事業計画総括表≫

■特定経路① [特定経路: 2010 年までに歩道の有効幅員 2.0m以上など、移動円滑化基準に沿って、バリアフリー化整備を完了する経路]

路線	道路種別	路線名	道路	事業内容	延長		実施	予定期	間(	平成 年	F度)	事業者	備考
番号	是四年为	►FI 40V . □	延長	サスパロ	・箇所数	17	18	19	20	21	22 ~		um 'G
県-1	県道	県道 木部野洲線		①段差・高低差の解消	L=300m								
	特定経路	(P. 28)	300m	②路面・舗装の改良	L=300m							滋賀県	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-30(特定経路:市道市三宅小南線)整備との整合
				③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=300m						A		
県-6	県道	主要地方道		①路面・舗装の改良	L=490m × 2								【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	特定経路	大津能登川長浜線	490m	②障害物の解消	L=490m × 2							滋賀県	・県-5(その他の経路:主要地方道大津能登川長浜線)・市-27(特定経路:市 道市三宅北桜線)・市-5(準特定経路:市道三上市三宅線)・市-16(準特定
		(P. 29)		③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=490m × 2						A		経路: 市道北口線)・市-26(市道市三宅北桜線) 整備との整合
県-8	県道 特定経路	主要地方道 大津能登川長浜線 (P.30)	310m	①障害物の解消	L=310m × 2				21100001111100000111			滋賀県	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-2・3(その他の経路:県道木部野洲線)・県-5(その他の経路:主要地方 道大津能登川長浜線)整備との整合
		(P. 30)		②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=310m × 2	• • • •					A		【実施状況】 ・視覚障害者誘導ブロックについては、JR 線路側整備済
市-2	市道	市道		①段差・勾配の改良	L=170m × 2		4						【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	特定経路	野洲駅北口支線	170m	②路面・舗装の改良	L=170m × 2			]				野洲市	・野洲駅北口駅前広場・県-5(その他の経路:主要地方道大津能登川長浜線)
		(P. 31)	1 7 0111	③障害物の解消	L=170m × 2						• <b>&gt;</b> A	±1///11/13	整備との整合
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=170m × 2								
市-3	市道	市道 下水門支線		①障害物の解消	L=70m	_					<b>-&gt;</b>		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	特定経路	(P. 32)	70m	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=70m						• • A	野洲市	・野洲駅南口駅前広場・市-6(特定経路:市道野洲駅下水門線)整備との整合
市-4	市道	主党 取纵即表统		③照明施設・設備の整備	L=70m								【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
1 1 -4	川垣   特定経路	市道 野洲駅南線		①障害物の解消	L=220m								・市-6 (特定経路: 市道野洲駅下水門線)・市-7 (特定経路: 市道小篠原稲辻線)・
	14 XCHIPH	(P. 33)	220m	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=220m						A	野洲市	市-5(準特定経路:市道三上市三宅線)・市-20(その他の経路:市道三上市三宅線)整備との整合
				③照明施設・設備の整備	L=220m			ļ					・公共施設(野洲市中央公民館・文化ホール)管理者と協議しながら事業を進める必要がある。
市-6	市道	市道		①段差・勾配の改良	L=110m × 2								【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	特定経路	野洲駅下水門線		②路面・舗装の改良	L=320m × 2								・市-3(特定経路:市道下水門支線)・市-4(特定経路:市道野淵駅南線)・市
		(P. 34)	320m	③障害物の解消	L=320m × 2		ļ	ļ	ļ		A	野洲市	-7(特定経路:市道小篠原稲辻線)・市-12・13(特定経路:市道野洲中央線) 整備との整合
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=320m × 2								<b>正佣○</b> 07 <del>正</del> □
				⑤照明施設・設備の整備	L=320m × 2								
市-7	市道	市道 小篠原稲辻線		①歩道の一部拡幅	L=400m								【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	特定経路	(P. 35)		②段差・勾配・高低差の改良	L=400m								·県-7(準特定経路:県道野洲停車場線)·市-4(特定経路:市道野洲駅南線)·
			400m	③路面・舗装の改良	L=400m							野洲市	市-6(特定経路:市道野洲駅下水門線)・市-8(準特定経路)・市-33(準特定 経路)・市-20(その他の経路:市道三上市三宅線)・市-21(その他の経路)
				④障害物の解消	L=400m						A		整備との整合
				⑤視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=400m								※祇王井川上の歩道については、地元協議により、決定していく。 
市-11	市道	市道 野洲中央線	450m	①路面・舗装の改良	L=450m × 2						<b>-</b>	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-7(準特定経路:県道野洲停車場線)・市-12(特定経路:市道野洲中央線)・
	特定経路	(P. 36)	400111	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=450m × 2						• <b>&gt;</b> A	±)'///11 J	市-9(準特定経路:市道西今六ノ坪線)整備との整合
市-12	市道 特定経路	市道 野洲中央線 (P.37)	250m	整備済				整	備	済		野洲市	

■特定経路② [特定経路: 2010 年までに歩道の有効幅員 2.0m以上など、移動円滑化基準に沿って、バリアフリー化整備を完了する経路]

路線			道路		延長		実施	予定期	間(平	<del>Z</del> 成 年	连度)			
番号	道路種別	路線名	延長	事業内容	・箇所数	17	18	19	20	21	22	~	事業者	備考
市-13	市道	市道 野洲中央線		①路面・舗装の改良	L=290m × 2									【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-12(特定経路:市道野洲中央線)・市-24(特定経路:都市計画道路市三
	特定経路	(P. 38)	290m	②障害物の解消	L=290m × 2						7	_	野洲市	宅北桜線)・市-25(準特定経路:市三宅北桜線)・市-31(準特定経路:市道
				③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=290m × 2						А		三上市三宅線)・市-14(その他の経路:市道野洲小篠原線)・市-21(その他の経路)整備との整合	
市-18	市道 特定経路	市道 小篠原三ツ坂線	220m	①障害物の解消	L=220m			ļ			<b>→</b>		野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・国-1 (準特定経路: 国道 8 号)・県-4 (その他の経路: 県道木部野洲線) 整
	14 75 115 115	イン(R. 39)	ZZOIII	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=220m						••>	А	±1//m1/1	備との整合
市-27	市道	市道		①歩道の設置	L=130m	_								【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	特定経路	市三宅妙光寺線 (P. 40)	130m	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=130m	• • • •					••>	Α	野洲市	・県-6 (特定経路:主要地方道大津能登川長浜線)・市-26 (準特定経路:市道市三宅北桜線)・市-28 (準特定経路:市道市三宅小南線)整備との整合
市-30	市道 特定経路	市道 市三宅小南線 (P. 41)	160m	①視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=160m							А	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-1(特定経路:県道木部野洲線)・市-17(準特定経路:市道市三宅小南線) 整備との整合
	特定経路	野洲駅北口駅前広場		①勾配の緩和	6 箇所									
		(P. 42)		②段差の解消	1 箇所									
				③有効幅員2m以上の単純でわかりやすい歩行 者動線の整備	50m									
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	1 式							٨	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-2(特定経路:市道野洲駅北口線)・市-16(準特定経路:市道北口線) 整備との整合
				⑤側溝蓋などの改良	3 箇所							^		
				⑥絵文字(ピクトグラム)による案内サインの導入	1式									
				⑦公衆トイレの改善(視覚障害者誘導用ブロック の敷設・身体障害者用トイレドアの改善など)	1 箇所									



------→ : 特定事業計画 -------> : 基本構想

■準特定経路① [準特定経路: 2010 年までに歩道の有効幅員 2.0m以上など、移動円滑化基準に沿って、バリアフリー化整備に着手する経路、または、歩道の有効幅員 2.0mの確保は難しいが、可能な限りのバリアフリー化整備を完了(着手)する経路]

四枚《白			* ***		7.T E		宝洁	施予定	期間(	(平成:	<u> </u>	10110100		
路線番号	道路種別	路線名	道路延長	事業内容	延長 ・箇所数	17	18					~	事業者	備考
国-1	国道 準特定経路	国道 8 号 (P. 44)		①歩道の設置	L=670m	<b>→</b>	▶東側步	<b>歩道</b>	西側			B		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
			070	②段差・勾配・高低差の改良	L=670m	<b>-&gt;</b>								・市-24(特定経路:都市計画道路市三宅北桜線)・県-7(準特定経路:県道野   洲停車場線)・市-19(その他の経路:市道小篠原住宅道線)整備との整合
			670m	③路面・舗装の改良	L=670m							• <b>▶</b> B	国	【実施状況】 ・歩道の設置については、平成 17 年度に東側歩道を整備 ・視覚障害者誘導用ブロックについては、平成 17 年度に、東側歩道の交差点部
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	5 箇所×2				西側	歩道		B		及び横断歩道部を整備
国-2	国道 準特定経路	国道 8 号 (P. 45)		①歩道の設置	L=580m	<b>-&gt;</b>	東側步	<b>歩道</b>	西側	歩道		В		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
			580m	②段差・勾配・高低差の改良	L=580m	<b>-&gt;</b>							国	・市-24 (特定経路:都市計画道路市三宅北桜線)・県-7 (準特定経路:県道野 ) 川停車場線)・市-19 (その他の経路:市道小篠原住宅道線) 整備との整合 【実施状況】
			300111	③路面・舗装の改良	L=580m							• <b>B</b>	<u> </u>	・歩道の設置については、平成 17 年度に東側歩道を整備 ・視覚障害者誘導用ブロックについては、平成 17 年度に、東側歩道の交差点部
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	8 箇所×2	<b>-&gt;</b>	東側步	<b>歩道</b>	西側	歩道		B		及び横断歩道部を整備
県-7	県道 準特定経路	県道 野洲停車場線 (P. 46)		①歩道の一部拡幅	L=820m × 2							***************************************		
				②段差・勾配・高低差の改良	L=820m × 2	ļ						В		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
			820m	③路面・舗装の改良	L=820m×2								滋賀県	・国-1・2 (準特定経路:国道8号)・野洲駅南口駅前広場・市-7 (特定経路: 市道小篠原稲辻線)・市-11・12 (特定経路:市道野洲中央線)・市-8 (準特定経路)・市-15 (準特定経路:市道中畑小篠原線)・市-21 (その他の経路)
				④障害物の解消	L=820m × 2							<b>&gt;</b> B		整備との整合
				⑤視覚障害者誘導用ブロックの色調明度・配置改良	L=820m × 2							<b>&gt;</b> B		
市-1	市道 準特定経路	市道 久野部竹田線		①高低差の改良	L=390m	-				<b>*</b>				【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
		・久野部西線 (P. 47)	390m	②人にやさしい生活道路の整備	L=390m	ļ					3	A	野洲市	・県-2 (その他の経路: 県道木部野洲線)・県-5 (その他の経路: 主要地方道大津能登川長浜線) 整備との整合
				③障害物の解消	L=390m									
市-5	市道 準特定経路	市道 三上市三宅線 (P. 48)		①路面・舗装の改良	L=350m									「古光中なに鳴り玉」点さん。大手西古に
			350m	②障害物の解消	L=350m								野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-6(特定経路:主要地方道大津能登川長浜線)・市-4(特定経路:市道野洲南線)・市-20(その他の経路:市道三上市三宅線)整備との整合
			JJOIII	③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=60m							В	±1,1/11	・2010年以降に、JRとの連携・協議による踏切部の改善についての検討を実施
				④人にやさしい生活道路の整備	L=290m									

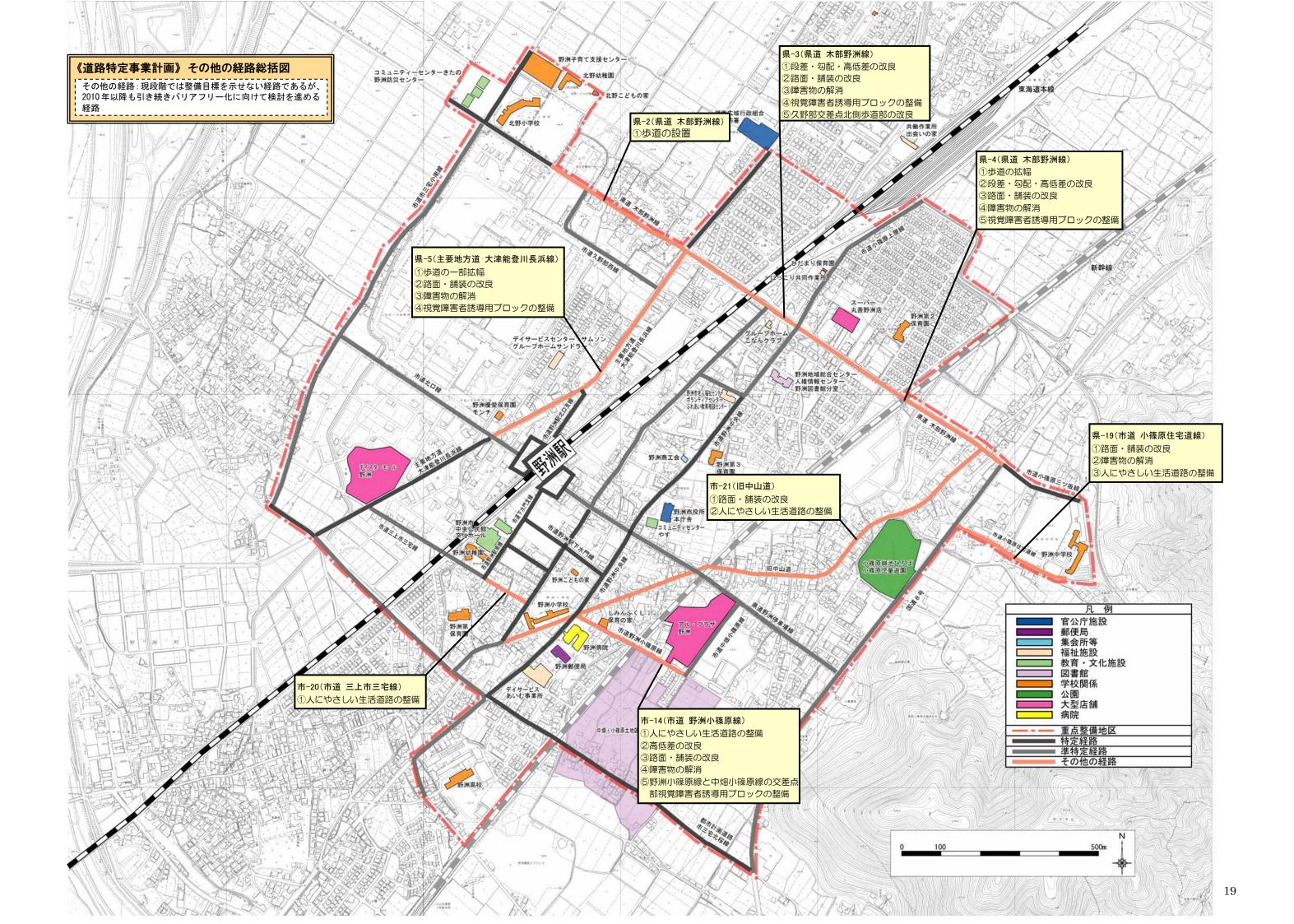
■準特定経路② [準特定経路: 2010 年までに歩道の有効幅員 2.0m以上など、移動円滑化基準に沿って、バリアフリー化整備に着手する経路、または、歩道の有効幅員 2.0mの確保は難しいが、可能な限りのバリアフリー化整備を完了(着手)する経路]

				月 XX 幅員 Z.OTI以上など、 移動口用 10 季年に 石 プ C		TU莊原					I Z.OITIVJIE	末は難しいが、可能な限りのパップノリーに登開を元」(有子)9句程的」 
路線番号	道路種別	路線名	道路延長	事業内容	延長 ・箇所数	17	美施 <sup>-</sup> 18	予定期間( 19 20		122 ~	事業者	備考
市-8	市道 準特定経路	市道 小篠原稲辻線 (P. 49)	690m	①路面・舗装の改良	L=690m						野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-7(準特定経路:県道野洲停車場線)・県-3(その他の経路:県道木部野洲
	+ 14 XC 11 ELL	(1.40)	030111	②人にやさしい生活道路の整備	L=690m					> A	נויויייי דו	線)・市-7(特定経路:市道小篠原稲辻線)・市-9(準特定経路:市道西今六 ノ坪線)整備との整合
市-9	市道	市道 西今六ノ坪線	120m	①路面・舗装の改良	L=120m						野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-11 (特定経路:市道野洲中央線)・市-8 (準特定経路)・市-10 (準特定
	準特定経路	(P. 50)	120111	②人にやさしい生活道路の整備	L=120m					<b>&gt;</b>	B ±1//mili	経路:市道野洲中央線)整備との整合
市-10	市道	市道 野洲中央線		①段差・勾配の改良	L=220m × 2							
	準特定経路	(P. 51)		②路面・舗装の改良	L=220m × 2							「古光中がに殴しるようなもまでする」
			220m	③障害物の解消	L=220m × 2					•••••	<sup>B┃</sup> 野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-3・4(その他の経路:県道木部野洲線)・市-11(特定経路:市道野洲中
			ZZOIII	④視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=220m × 2						נויוייי (±	央線)・市-22 (準特定経路:市道小篠原上屋線) 整備との整合
				⑤久野部跨線橋東交差点歩道部の改良 (視覚障害者誘導用ブロックの整備)	1 箇所					A		
市-15	市道 準特定経路	市道 中畑小篠原線 (P.52)		①路面・舗装の改良	L=230m × 2						3	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	午行た作品	(1.02)	230m	②障害物の解消	L=230m × 2					A	野洲市	・県-7 (準特定経路:県道野洲停車場線)・市-14 (その他の経路:市道野洲小篠原線)整備との整合
				③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=230m × 2						3	
市-16	市道	市道 北口線		①段差・勾配の改良	L=560m × 2							
	_ 準特定経路 	(P. 53)	560m	②路面・舗装の改良	L=560m × 2						□ □ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・野洲駅北口駅前広場・県-6(特定経路:主要地方道大津能登川長浜線)・県-5 (その他の経路:主要地方道大津能登川長浜線)整備との整合
			000111	③障害物の解消	L=560m × 2						±1,1/11111	
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=560m × 2							
市-17	市道	市道 市三宅小南線		①高低差の改良	L=690m							【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	準特定経路	(P54)	690m	②路面・舗装の改良	L=690m × 2						野洲市	・県-1 (特定経路: 県道木部野洲線)・市-16 (準特定経路: 市道北口線)・市-25 (準特定経路: 市道市三宅北桜線) 整備との整合
				③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=690m × 2					A		-23(学行及経路・14道14二七礼体験)発用との発句
市-22	市道	市道 小篠原上屋線	340m	①歩道有効幅員の拡幅						·····>	野洲市	
	準特定経路	(P. 55)	340111	②障害物の解消				市份 /#	· <del>·</del>	<b>&gt;</b> A	手ア/パリ1 J	   平成 16 年度整備済
市-23	市道	市道 小篠原上屋線	200	①歩道有効幅員の拡幅				整備	湃	<b></b>	ᄪᄛᇸᆈᆂ	平成 10 年度
	準特定経路	(P. 56)	200m	②障害物の解消							野洲市	
市-25	市道	市道 市三宅北桜線		①路面・舗装の改良	L=340m × 2							【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	準特定経路	(P. 57)	340m	②障害物の解消	L=340m × 2						野洲市	・市-13(特定経路:市道野洲中央線)・市-24(特定経路:都市計画道路市三宅北桜線)・市-26(準特定経路:市道市三宅北桜線)・市-31・33(準特定
				③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=340m × 2							経路:市道三上市三宅線)整備との整合
市-26	市道	市道 市三宅北桜線	240m	①歩道の設置(一部)	L=13m × 2					->	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-6 (特定経路:主要地方道大津能登川長浜線)・市-27 (特定経路:市三宅
	準特定経路	(P. 58)	2 10111	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=240m					<b>&gt;</b>	В 21///11/1	北桜線)・市-25(準特定経路:市道市三宅北桜線)整備との整合
市-28	市道 準特定経路	市道 市三宅小南線 (P. 59)	130m	①視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=130m					<b>&gt;</b>	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-27(特定経路:市三宅北桜線)・市-29(準特定経路:市道市三宅小南線) 整備との整合
市-29	市道	市道 市三宅小南線		①路面・舗装の改良	L=340m							【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	準特定経路	(P. 60)	340m	②障害物の解消	L=340m						野洲市	・市-16 (準特定経路:市道北口線)・市-17 (準特定経路:市道市三宅小南線)・
				③視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=340m	[	1	[ <del> </del>	-		0	市-28 (準特定経路: 市道市三宅小南線) 整備との整合

-----→ :特定事業計画 ------> :基本構想

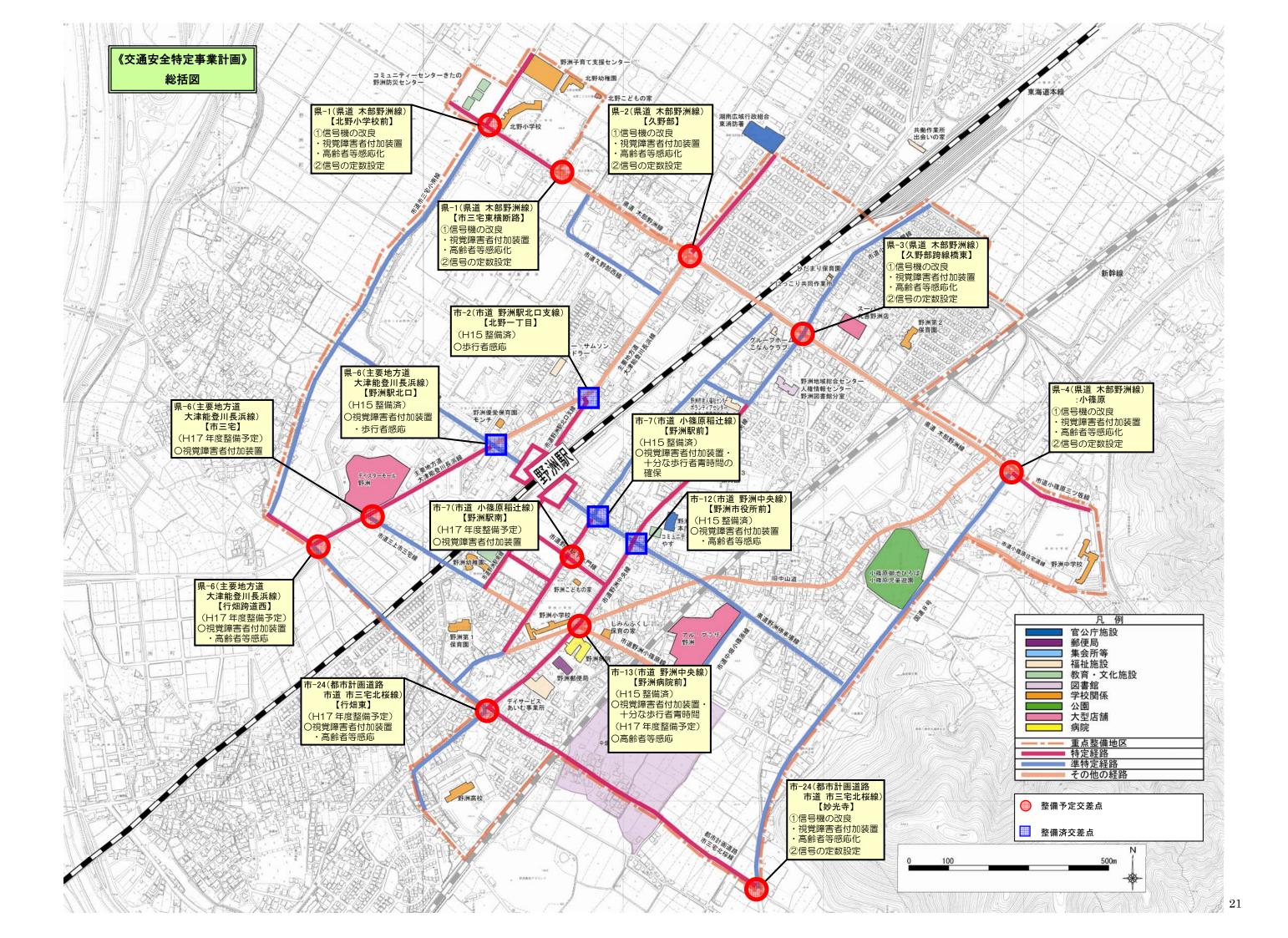
■準特定経路③ [準特定経路:2010 年までに歩道の有効幅員 2.0m以上など、移動円滑化基準に沿って、バリアフリー化整備に着手する経路、または、歩道の有効幅員 2.0mの確保は難しいが、可能な限りのバリアフリー化整備を完了(着手)する経路]

路線	道路種別	路線名	道路	事業内容	延長		実施予定	期間(	(平成			事業者	備考
番号		7.10.	延長		・箇所数	17	18 1	9 20	2	1 22	~		
市-31	市道	市道 野洲中央線	240m	①高低差の解消	L=60m						<b>→</b>	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-13(特定経路:市道野洲中央線)・市-24(特定経路:都市計画道路市三
	準特定経路	(P. 61)	240111	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=240m					••••	В	王子////11 11 J	宅北桜線)・市-25(準特定経路:市道市三宅小南線)整備との整合
市-32	市道	市道 三上市三宅線	100m	①人にやさしい生活道路の整備	L=100m						<b>→</b>	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	準特定経路	(P. 62)	100				1				B	2) /////	・市-31(準特定経路:三上市三宅線)整備との整合
市-33	市道	市道 三上市三宅線									<b>→</b>	m= 41.1 1	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	準特定経路	(P. 63)	150m	①人にやさしい生活道路の整備	L=150m						<b>B</b>	野洲市	・市-7 (特定経路: 市道小篠原稲辻線)・市-25 (準特定経路: 市道市三宅北桜線) 市-21 (その他の経路) 整備との整合



■その他の経路 [その他の経路:現段階では整備目標を示せない経路であるが、2010年以降も引き続きバリアフリー化に向けて検討を進める経路]

		- 00/1000/MEED - 00/2007 C100.									- 佳 /			
路線番号	道路種別	路線名	道路	事業内容	延長		1	1		1	1		事業者	備考
番号			延長		• 箇所数	17	18	19	20	21	22	~		
県-2	県道 その他の経路	県道 木部野洲線 (P.65)	380m	①歩道の設置	L=380m						С	<b>→</b>	滋賀県	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-1 (特定経路:県道木部野洲線)・県-8 (特定経路:主要地方道大津能登川 長浜線)・県-3 (その他の経路:県道木部野洲線)・県 5 (その他の経路:主要 地方道大津能登川長浜線)・市-1 (準特定経路:市道久野部西線)整備との整合
県−3	県道	県道 木部野洲線		①段差・勾配・高低差の改良	L=310m									
, , , ,	その他の経路	(P. 66)		②路面・舗装の改良	L=310m							<b>-&gt;</b>		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-8(特定経路:主要地方道大津能登川長浜線)・県-2・4(その他の経路:
		(1.00)	310m		L=310m						С	>	滋賀県	・宗一0(特定経路・主委地方道入洋能並が支供線)・宗-2・4(その他の経路・    県道木部野洲線)・市-8(準特定経路)・市-10(準特定経路:市道野洲中央
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=310m									線)・市-22(準特定経路:市道小篠原上屋線)整備との整合
				⑤久野部交差点北側歩道部の改良			1	整整	備済 ■■		···>	Α		
県-4	県道	県道 木部野洲線		①歩道の拡幅	L=580m					2	,	$\rightarrow$		
	その他の経路	(P. 67)		②段差・勾配・高低差の改良	L=580m						С	>		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・国-1 (準特定経路: 国道8号)・県-3 (その他の経路: 県道木部野洲線)・市-18
			580m	③路面・舗装の改良	L=580m								滋賀県	・国   (学行足程路・国道 6 号)・県・3 (その他の)程路・県道水部野州林)・中・18   (特定経路:小篠原三ツ坂線)・市・10 (準特定経路:市道野洲中央線)・市・22
			300111	④障害物の解消	L=580m						С		<b>从</b> 县不	(準特定経路:市道小篠原上屋線)・市-21(その他の経路)整備との整合
				⑤視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=580m			整個	<b>請済</b>			<b>3</b>		・平成 25 年度より着手予定
県−5	県道	主要地方道		①歩道の一部拡幅	L=700m × 2							>		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	その他の経路	大津能登川長浜線		②路面・舗装の改良	L=700m × 2			整位	<b>請済</b>					·周-6.9(性守级级·主要地方道大津能登川复近缐).市-2(性守级级·市道
	C 42 10 42 14 15 1	(P. 68)	700m	③障害物の解消	L=700m × 2								滋賀県	野洲駅北口支線)・市-1 (準特定経路:市道久野部西線)・市-16 (準特定経路:市道久野部西線)・市-16 (準特定経路:市道水口線) 整備との整合
				④視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=700m × 2			整	<b>備済</b>		С	···>		
市-14	市道 その他の経路	市道 野洲小篠原線 (P.69)		①人にやさしい生活道路の整備	L=310m						С	3		     【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
	( 0) 100 0 7 小王正日	(1.03)		②高低差の改良	L=310m								mm Alal I	・市-12・13(特定経路:市道野洲中央線)・市-15(準特定経路:市道中畑小
			450m		L=310m							<b>→</b>	野洲市	篠原線)・市-21(その他の経路)整備との整合
				④障害物の解消   ⑤野洲小篠原線と中畑小篠原線の交差点部視覚	L=310m		ļ					В		
				り野洲小條原縁と中畑小條原縁の交差点部視見 障害者誘導用ブロックの整備	1 箇所									
市-19	市道 その他の経路	市道 小篠原住宅道線		①路面・舗装の改良	L=310m							B		
	ての一個の小土町	(P. 70)	310m	②障害物の解消	L=310m						>	A	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・国-1(準特定経路:国道 8 号)整備との整合
				③人にやさしい生活道路の整備	L=310m						С	$\Rightarrow$		
市-20	市道 その他の経路	市道 三上市三宅線 (P. 71)	120m	①人にやさしい生活道路の整備	L=120m						С	<b>-</b>	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・市-4(特定経路:市道野洲駅南線)・市-7(特定経路:市道小篠原稲辻線)・ 市-5(準特定経路:市道三上市三宅線)整備との整合
市-21	市道 その他の経路	旧中山道 (P. 72)	1390	①路面・舗装の改良	L=1390m							<b>&gt;</b> B	野洲市	【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・県-7(準特定経路: 県道野洲停車場線)・県-4(その他の経路: 県道木部野洲線)・ 市-7(特定経路: 市道小篠原稲辻線)・市-12・13(特定経路: 市道野洲中央
			m	②人にやさしい生活道路の整備	L=1390m						С		-1 (/11.11.	線)・市-33(準特定経路:市道三上市三宅線)・市-14(その他の経路:市道野 測小篠原線) 整備との整合



### ≪交通安全特定事業計画総括表≫

路線番号	道路種別	路線名	道路延長	事業内容	延長 ・箇所数	実施予定期間 (平成 年度) 17 18 19 20 21 22 ~	事業者	備考
県-1	県道 特定経路	県道 木部野洲線 (P. 74)	300m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	2 箇所		滋賀県 公安 委員会	●実施予定交差点:北野小学校前・市三宅東横断路 (基本構想において整備予定のある交差点として設定)
県-6	県道 特定経路	主要地方道 大津能登川長浜線 (P. 75)	490m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置・歩行者感応化 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	3 箇所		滋賀県 公安 委員会	●実施済交差点 野洲駅北口(H15):視覚障害者付加装置・歩行者感応 ●実施予定交差点 市三宅(平成 17 年度整備予定):視覚障害者付加装置 行畑跨道西(平成 17 年度整備予定):視覚障害者付加装置・高齢者等感応
市-2	市道 特定経路	市道 野洲駅北口支線 (P. 76)	170m	①信号機の改良 ・歩行者感応化	1 箇所	H15 年度整備済	滋賀県 公安 委員会	●実施済交差点 北野一丁目 (H15): 歩行者感応 (基本構想において整備予定のある交差点として設定)
市-7	市道 特定経路	市道 小篠原稲辻線 (P. 77)	400m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	2 箇所		公安	●実施済交差点 野洲駅前(H15): 視覚障害者付加装置・十分な歩行者青時間の確保 ●実施予定交差点: 野洲駅南(平成17年度整備予定): 視覚障害者付加装置 (野洲駅前については、基本構想において整備予定のある交差点として設定)
市-12	市道 特定経路	市道 野洲中央線 (P. 78)	250m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化	1 箇所	H15 年度整備済	滋賀県 公安 委員会	●実施済交差点 野洲市役所前(H15): 視覚障害者付加装置・高齢者等感応
市-13	市道 特定経路	市道 野洲中央線 (P. 79)	290m	①信号機の改良 ・高齢者等感応化	1 箇所		滋賀県 公安 委員会	●一部実施済交差点 野洲病院前 ・視覚障害者付加装置・十分な歩行者青時間(H15) ・高齢者等感応(平成 17 年度整備予定) (基本構想において整備予定のある交差点として設定)
市-24	市道 特定経路	都市計画道路 市道 市三宅北桜線 (P.80)	800m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	2 箇所		滋賀県 公安 委員会	●実施予定交差点: 行畑東(平成 17 年度整備予定):視覚障害者付加装置・高齢者等感応 妙光寺
県-2*	県道 その他の経路	県道 木部野洲線 (P.81)	380m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	1 箇所		滋賀県 公安 委員会	●実施予定交差点:久野部
県-3*	県道 その他の経路	県道 木部野洲線 (P.82)	310m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	1 箇所		滋賀県 公安 委員会	●実施予定交差点: 久野部跨線橋東 (基本構想において整備予定のある交差点として設定されている)
県-4*	県道 その他の経路	県道 木部野洲線 (P.83)	580m	①信号機の改良 ・視覚障害者付加装置 ・高齢者等感応化 ②信号の定数設定	1 箇所		滋賀県 公安 委員会	●実施予定交差点:小篠原

\* 県-2·3·4: その他の経路上の整備について 「その他の経路」に位置づけられているが、JR 野洲駅、野洲市役所、野洲病院等の主要施設への 移動経路を確保するために、視覚障害者や高齢者 に配慮した信号機に改良する。

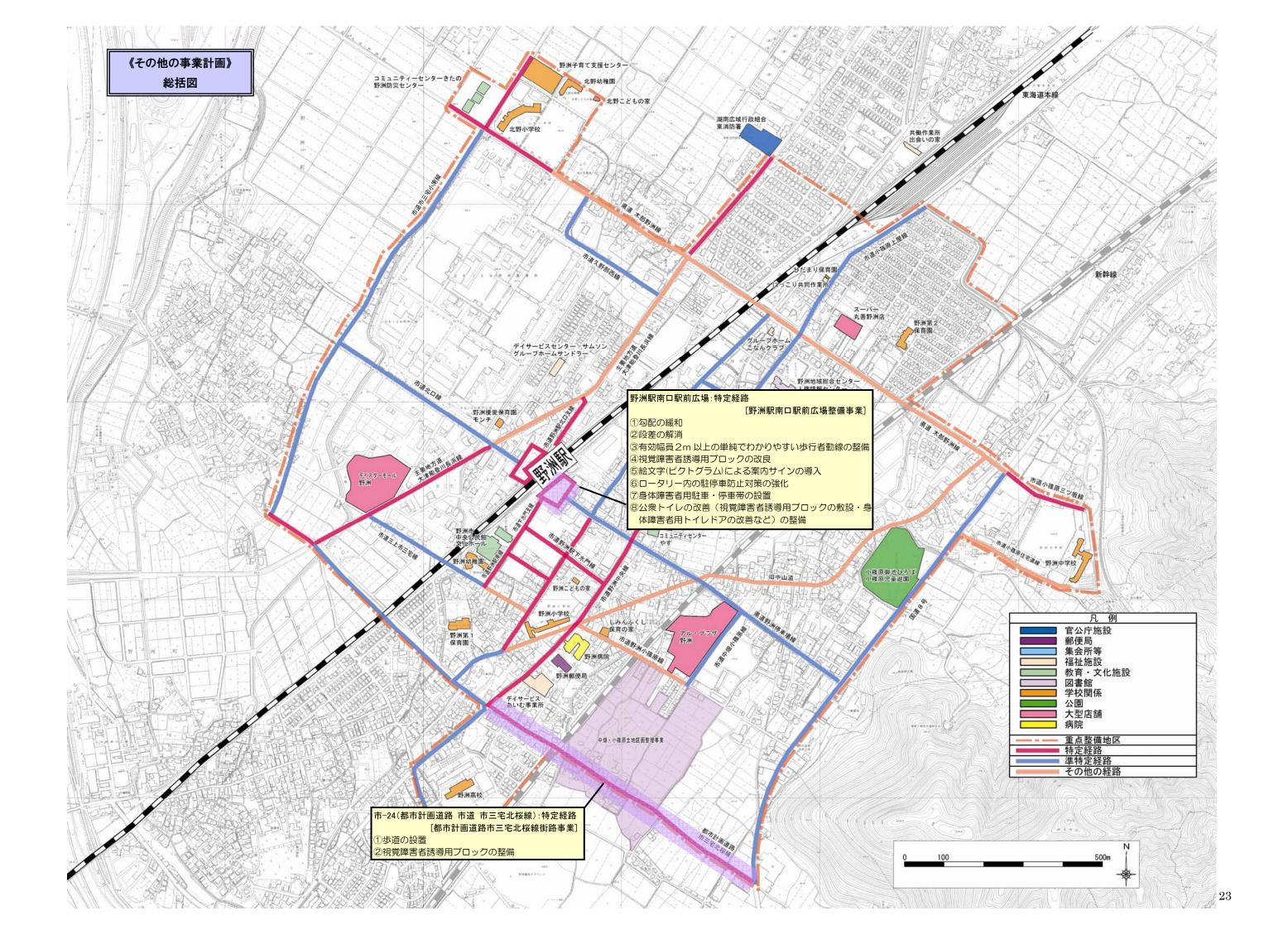
#### 【事業実施に際し配慮すべき重要事項】

#### ●周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線を調査して、信号機、横断歩道の移設等を検討する。また、交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるよう周辺道路へ与える影響を調査するなどして、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

#### ●違法駐車行為の防止のための事業における配慮

違法駐車の取締り、放置自転車の撤去、広報啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して重点的かつ計画的に実施する。



## ≪その他の事業計画総括表≫

路線	道路種別	路線名	道路	事業内容	延長		実施	予定期	間(平	区成 年	<b>F度</b> )		事業者	備考
番号			延長	7.7.1	・箇所数	17	18	19	20	21	22	~	7.7.1	um · J
市-24	市道 特定経路	都市計画道路 市道 市三宅北桜線		①歩道の設置	L=790m									【事業実施に際し配慮すべき重要事項】 ・国-2 (準特定経路:国道 8 号)・市-13 (特定経路:市道野洲中央線)・市-25
	7.7.亿水生四	(P. 85)	790m	②視覚障害者誘導用ブロックの整備	L=790m							A	野洲市	(準特定経路: 市道市三宅北桜線)・市-31 (準特定経路: 市道三上市三宅線) 整備との整合 ※都市計画道路「市三宅北桜線」街路事業において、整備を実施
	特定経路	野洲駅南口駅前広場		①勾配の緩和	5 箇所									
		(P. 86)		②段差の解消	6 箇所									
				③有効幅員2m 以上の単純でわかりやすい歩行 者動線の整備	75m									
				④視覚障害者誘導用ブロックの改良	1式							В		【事業実施に際し配慮すべき重要事項】
				⑤絵文字(ピクトグラム)による案内サインの導入	1 式								野洲市	・県一7 (準特定経路: 県道野洲停車場線) 整備との整合[滋賀県道路整備アクシーョンプログラムにあわせて検討 (2008~2012 年に整備着手・完了の予定)]
				⑥ロータリー内の駐停車防止対策の強化	-						<b>-&gt;</b>	A	2,7,7,1	※野洲駅南口駅前広場整備事業において、整備を実施
				⑦身体障害者用駐車・停車帯の設置	2 箇所									
				⑧公衆トイレの改善(視覚障害者誘導用ブロックの敷設・身体障害者用トイレドアの改善など)	1 箇所							В		